

# 第 55 回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1 . 日時

平成 19 年 10 月 17 日 ( 水 ) 14:00 ~ 16:00

## 2 . 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

## 3 . 出席委員

### 学識経験者

朝倉 忍	金沢市農業委員会 会長
池本 良子	金沢大学大学院 教授
坂本 英之	金沢美術工芸大学 教授
高山 純一	金沢大学大学院 教授
西盛 祐吉郎	金沢商工会議所 常務理事
半田 隆彦	金沢経済同友会 都市活性化委員長
森 俊偉	金沢工業大学 教授
山田 文代	石川県建築士会 評議員

### 市議会議員

福田 太郎	金沢市議会 都市整備常任委員長
-------	-----------------

### 関係行政機関

勝山 達郎	石川県農林水産部長 ( 代理 )
小間井 孝吉	石川県土木部長 ( 代理 )
蓮見 有俊	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 ( 代理 )
與野木 昭二	石川県警察本部交通部長 ( 代理 )

### 市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会 会長
--------	------------------

司会

定刻となりましたので、只今より第 55 回金沢市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の都市計画審議会では、計画案件 8 件、計画原案 5 件についてご審議いただく予定となっております。どうか十分にご審議をお願い申し上げます。議事に先立ちまして、金沢市都市整備局長坂戸より一言、ご挨拶申し上げます。

坂戸局長

都市整備局長の坂戸でございます。今日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から本市の都市計画行政に貴重なご意見を頂き、重ねてお礼申し上げます。

さて、先週の土曜日でございますが、金沢市副都心北部直江土地区画整理事業の起工式が行われました。これに伴い、金沢外環状道路の海側幹線、都市計画道路名で言えば福久福増線になりますが、これまで未整備であった北部延伸区間にも一部着手し、金沢副都心北部地区の住環境と都市基盤の整備について、新たな一步を踏み出した訳でございます。本日の審議案件は計画案件 8 件、計画原案 5 件でございますが、計画案件 8 件のうち 7 件は副都心北部地区である大友地区と大河端地区の案件でございます。両地区の今後の土地利用につきましても、委員の皆様のご意見を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

司会

それでは、議事に入ります。森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

会長

最初に、事務局の報告によりますと、ただいま委員 20 名のうち 14 名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定によりまして議事録の署名委員を指名させていただきたいと思っております。朝倉委員、山田委員をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思っております。まず、「議案第 256 号 金沢都市計画 市街化区域および市街化調整区域の変更（大友地区、大河端地区）」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 256 号 金沢都市計画 市街化区域及び市街化調整区域の変更、いわゆる線引きの見直しについてご説明いたします。この案件は前回原案審議で諮っております。お手元の議案書の 2 ページから 4 ページに、計画表と図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の 2 ページをお開き下さい。今回市街化区域へ編入する大友地区、大河端地区の位置をご説明いたします。こちらが金沢外環状道路海側幹線です。こちらが金沢駅港線です。こちらが諸江向栗崎線です。図面中央の赤で着色された地区が大友地区です。図面中央北側の赤で着色された地区が大河端地区です。議案書 3 ページをお開き下さい。大友地区、大河端地区の拡大図です。南側の赤で着色された地区が

大友地区の 6.5ha です。次に北側の赤で着色された地区が大河端地区の 17.0ha です。今回両地区とも土地区画整理事業を実施することとしており、そのエリアについては、濃い赤色で明示しております。

当該地区の西側周辺である金沢西部地区及び鞍月地区は、金沢都市計画において、都心部機能を補完する金沢副都心として位置づけられています。県庁移転に伴い商業・業務の関連施設の立地動向が見られ、新市街地が急速に形成されていることから、今後の人口の受け皿となる本地区を含む周辺地区の早急な市街地整備が求められています。また、都心部への交通渋滞を解消し、都市間の機能的な交通を確保すべく計画された金沢外環状道路海側幹線は、現在鞍月から大河端町区間は整備区間に指定され、特に隣接した直江地区では区画整理事業による整備が進められており、今後当該地を含む周辺では早急な整備が求められています。このような中、大友地区及び大河端地区の土地区画整理事業の整備が確実に進んだことを受け、将来の市街化区域内で収容を予定している人口の範囲内で今回市街化区域に編入するものです。この結果、金沢市の市街化区域の面積は 9,881ha から 9,905ha になります。

これらの案件は平成 19 年 9 月 28 日から 10 月 12 日まで公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは、「議案第 257 号 金沢都市計画 用途地域の変更(大友地区、大河端地区)」について事務局から説明願います。

事務局

議案第 257 号 金沢都市計画 用途地域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の 5 ページから 7 ページに、計画書と図面を添付しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。お手元の議案書は 7 ページをお開き下さい。

今回用途地域を変更いたします地域ですが、先ほど議案第 256 号でご説明いたしました、市街化区域へ編入する大友地区、大河端地区と同じ範囲でございます。都市計画基準では、市街化区域に編入した場合、用途地域を定めなければならないとされております。今回、大友地区、大河端地区、両地区の土地区画整理事業を円滑に進めるために、最も厳しい用途地域であります第 1 種低層住居専用地域、容積率 50%、建ぺい率 30% を、暫定的に定めるものでございます。ただし、今後土地区画整理事業が進捗し、土地利用ができる段階になって、本来の土地利用計画に即した、用途地域に変更することになります。

なお、本案件につきましては平成 19 年 9 月 28 日から 10 月 12 日まで、公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A委員

将来的には土地利用の見直しもあるということですが、例えば浅野川沿いに都市計画道路(諸江向栗崎線)が既にありますので、道路の沿道部と言いますか、下の方には第二種住居もありますので、沿道部の店舗等の立地も認めるような、そういうことも前提にということでしょうか。今の第一種低層住居専用地域のままですと、スーパー等も建てられないことになってしまいますが、その辺いかがでしょうか。

事務局

区画整理で事業を立ち上げていきますので、具体的な土地利用、都市計画道路、街区道路等の計画を事業実施に向けて計画していく形になります。その段階で住居系を基本に、沿道部は商業店舗も建てられるような青写真を描いていますので、それを見据えた中で、土地利用の用途の設定につきまして、再度審議会にお諮りするという形を考えています。まずは暫定用途を設定して、進めさせていただきたいと考えています。

会長

ほかはいかがでしょう。いいですか。特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは「議案第 258 号 金沢都市計画 土地区画整理事業の決定(金沢市副都心北部大友土地区画整理事業)」、「議案第 259 号 金沢都市計画 土地区画整理事業の決定(金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業)」については関連がございますので、一括して事務局から説明願います。

事務局

では、議案第 258 号と、議案第 259 号は関連がありますので、合わせて説明致します。議案第 258 号大友地区区画整理事業につきましては、お手元の議案書、8 ページから 10 ページに、議案第 259 号大河端地区区画整理につきましては、お手元の議案書、11 ページから 13 ページに、それぞれ計画書と位置図並びに計画図が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

当案件は、計画書に記載のとおり、金沢都市計画 土地区画整理事業 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業と、金沢都市計画 土地区画整理事業 金沢市副都心北部大友土地区画整理事業の計画決定をおこなうものです。まず位置についてです。議案書では、9 ページになります。今回の案件であります金沢市副都心北部大友土地区画整理事業と、金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業の両施行区域は、石川県庁の北東に位置しており、金沢外環状道路海側幹線を区域内に含んでおります。こちらが 10 月 13 日に起工式の間行われました金沢市副都心北部直江土地区画整理事業でございます。直江地区の西側に位置するのが、金沢市副都心北部大友土地区画整理事業で、施行面積は 10.9ha でございます。次に直江地区の東側に位置するのが、金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業で、施行面積は 16.6ha でございます。続きまして大友地区の計画図でございます。

区域内の都市施設としましては、海側幹線の本線部である1・2・1号森本松任線、同じく側道部の3・3・3号福久福増線をその両側に、区域の東側には3・4・58号戸水直江線を、海側幹線に接して2号西部緑道を計画しております。続きまして大河端地区の計画図でございます。区域内の都市施設としましては、海側幹線の本線部である1・2・1号森本松任線、同じく側道部の3・3・3号福久福増線をその両側に、区域の東側には3・4・5号諸江向粟崎線を、直江地区と連絡する3・5・52号直江大河端線を計画しております。次に、こちらが現況の航空写真でございます。こちらが金沢港、金沢外環状道路海側幹線、諸江向粟崎線、北安江粟崎線でございます。こちらが直江土地区画整理事業でございます。こちらが今回の案件である大友土地区画整理事業でございます。またこちらが、大河端土地区画整理事業でございます。

なお、本案件につきましては、平成19年9月28日から10月12日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A委員

今のご説明ですと、街区割りもはっきりしている訳で、これ以上変更の余地が無いのであれば、先ほどの用途地域の指定もこの状況で決定するのが良いのかなと。後で変更を考える理由がよくわからないのですが。

事務局

大友ならびに大河端地区につきましては、まだ区画整理組合が立ち上がっていないということで、説明資料は計画案としてご提示をさせていただいております。街区割りにつきましては、今後具体的に組合のお話し合いの中で方向性を示す形になります。用途地域の設定は、これから具体的な作業を進めていくという形になるかと思っております。

A委員

今の段階で決められないのですか。

事務局（区画整理課）

今は計画を練っている段階であり、これから換地設計を進めていく中で、例えば調整池の位置関係であるとか、施設の配置等により街区道路に変更が生じる可能性がある訳です。それが確定したときに、用途地域を決めていただくという形を取っております。

A委員

何か二度手間のような気がして、区画割りの形が決まってから都市計画決定するのが本筋なのかなと思うのですが。

事務局

今の段階では大まかな形で、区画整理組合が、収支等も含めて事業がやっていけそうかどうかということを計画して、原案ができていく訳ですが、この先換地設計という形で、換地割りにつきましても、区画整理の原則である原位置換地ということで、現在ある土地の側で換地をするという原則があり、その中で都市計画道路や街区道路との関係

の中で換地の設計を行い、不均衡が生じた場合は最終的に清算という形になるんですが、そういったことは突き詰めてやっていかないと、最終的にできない部分もございます。それ故、二度手間になるんですが、通常の事業でいけば最初に大凡の見積もりを立てて、事業に着手して、それから具体的な話を積み上げていくという二段階の手続きが必要となるのが現状でございます。

会長

一度にできるのが望ましいのですが、現実的には難しい面もあるということですね。先ほどの用途設定の話にあったように、一番厳しい用途の設定をされているので、それを改めるときは、再度審議の場があると理解すればよろしいかと思えます。ほかはいかがでしょうか。

B委員

大友地区の一部が既に準工業地域、第一種住居地域になっていますが、こちらも第一種低層住居専用地域になるということで、理解してよろしいのですか。

事務局

区画整理の面積と、今回お諮りしております大友地区の変更面積の6.5haとの違いにつきましては、市街化調整区域から市街化区域に編入するところについては暫定用途という形で第一種低層住居専用地域とし、既に市街化区域である部分につきましては、区画整理組合の中で用途が今後具体的に定まるまでは、今のままという形になります。大河端地区につきましては、現在は全て市街化調整区域ということで、区画整理の面積と概ね変わらない形になっております。

会長

ほかはよろしいでしょうか。それでは、幾つかの意見が出たかと思えますが、今後の事業を進めていく上で参考意見として取り扱って頂いて、本案件通り答申として進めていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは「議案第255号 金沢都市計画 道路の変更(諸江向栗崎線)」「議案第260号 金沢都市計画 道路の変更(直江大河端線)」については関連がございますので、一括して事務局から説明願います。

事務局

では、議案第255号と議案第260号は関連がありますので、あわせて説明致します。議案第255号諸江向栗崎線は、前回原案審議としてお諮りした案件でございますが、お手元の議案書では14ページから17ページに、議案第260号直江大河端線につきましては、お手元の議案書18ページから21ページに、それぞれ計画書と位置図並びに計画図が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。なお、議案第255号諸江向栗崎線の変更につきましては、幅員が18m以上ですので、県決定、大臣同意となります。

まず、位置についてです。議案書では15ページになります。こちらが石川県庁です。こちらがJR金沢駅です。こちらが今回の案件であります諸江向栗崎線でございます。

金沢市諸江町上丁から内灘町みどり台2丁目までの延長約4,710mあり、能登有料道路、海側幹線、国道8号を結び金沢市街までを連絡する重要な幹線となっています。関連する周辺の事業としましては、海側幹線の北部延伸や、能登連絡道路の無料化・直線化、金沢港における大水深岸壁、また、金沢副都心北部大河端・直江・大友の3地区の区画整理事業があり、将来的に交通量の増加が見込まれるため、北間交差点から大河端地内の区間について、幅員を16mから23mへと変更をするものです。また併せて車線数を4車線に決定いたします。また、直江大河端線につきましては、金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業の施行に伴い、二級河川弓取川で分断されている直江町地内と大河端町地内の諸江向粟崎線を連絡し、地域内の安全で円滑な交通を確保し、良好な市街地の形成を図るため、今回、新たに都市計画決定するものです。

次に、こちらが諸江向粟崎線の計画図でございます。議案書では16ページでございます。当路線につきましては、北間交差点から大河端地内の海側幹線との交差点までの間、延長1,280m間の幅員を、16mから23mへ変更します。基本的に北間、須崎側を現在のままとし、西側へ拡幅する計画です。次に、直江大河端線につきましては、直江町地内と、大河端町地内の諸江向粟崎線を連絡する、延長がL=380m、幅員W=13m、2車線の幹線街路でございます。続きまして諸江向粟崎線の標準断面図でございます。議案書では17ページになります。全幅で23m、歩道は3.5mで両側に設置します。車道は3.25mで4車線、2mの中央分離帯も設置します。直江大河端線の標準断面図でございます。幅員は、13m。両側に3mの歩道を配置し、車道は1車線3mの2車線とし、その外側にそれぞれ0.5mの路肩を設置します。次に大友、大河端地区の航空写真でございます。こちらが北安江粟崎線、つぎに諸江向粟崎線、そして海側幹線でございます。続きまして、こちらが大友地区区画整理、こちらが直江地区区画整理、そして大河端地区区画整理のそれぞれの区域でございます。そしてこちらが諸江向粟崎線のうち、今回変更する区間でございます。続きまして、こちらが直江大河端線でございます。

なお、本案件につきましては、平成19年9月28日から10月12日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

A委員

議案第255号の道路の変更についてですが、道路幅員を従前の16mから23mに拡幅するのは良いことだと思いますが、つい先日の新聞記事で、歩道と車道から分離した形で自転車道を整備するという、国交省から新しい道路整備の考え方が掲載されていました。せっかく拡幅するのであれば、あと両側に1mずつ広げれば、将来に向けた新しい道路の形態が作れると思いますが、そういったことは検討されないのでしょうか。

事務局

この案件につきましては、原案審議の段階で、歩道幅員3.5mで自転車が通れるのかというお話もございました。我々としては、ツリーサークル等を設けてこの3.5mの幅員を有効に活用できるような形での運用を進めていきたいと考えております。委員の仰るように、自転車と歩行者が混在する歩道では、あと1mは必要かと思いますが、さらに拡幅することは都市計画決定としては重い話になりますので、我々としては、運用の段階で何とか検討できないかと思っておりますし、国交省のモデル地区とするかどうか

はまた検討させていただきたいと思います。また、直江大河端線につきましても、歩道幅員 3 m で、歩道に植樹がないのではという疑問もあるかと思いますが、沿道地区の緑化を地域の方にお願ひするといった対応で、また意見を賜りたいと思います。具体的にあと 1 m ずつ広げてはどうかという質問にはここで即答することはできないのですが、まずは幅員 23 m で都市計画決定させていただきたいと考えております。

#### 会長

自転車道の設置は今後必要になってくると思いますし、自動車や歩行者とのスピードも違うこともあり、実現はなかなか難しいと思いますが、今後色々な面で検討していただければと思います。

#### 事務局

国交省の方からも自転車道の設置が重要だということで、今後は交通政策課も含めて自転車道の考え方について、方向性を整えていく予定をしております。今回の場所で、あらかじめ用意ができれば一番良いのですが、自転車道というのは全体のネットワークとしての経路があつての使われ方がございます。現在東山 2 丁目の国道 159 号で、歩道と車道の上に自転車の通行帯を実験的に設けてありますが、そういった方法も参考に、自転車道の経路につきましても今後検討を進めていきたいと思ひます。

#### A 委員

この道路で自転車道の話をしたのは、内灘方面や能登方面へ自転車で出かけるとき、非常に利用しやすい道路、もう一本東山内灘線がありますけれども、そのどちらかの道路になると思ひますので、意見を述べさせていただきました。今検討するのは難しいでしょうけれども、長い目で見いただければ、自転車道のネットワークの形成にも繋がると思ひますので、是非お願ひしたいと思ひます。

#### C 委員

私からも自転車道の整備を是非考えて欲しいと思ひます。作つてからがとても肝心な訳で、今後の整備計画の中に入れていただければ、後々で作つて良かったという結果になると思ひます。

#### D 委員

続きの話になりますが、一時期は車椅子の行き来をどうするかということで、歩道の幅をどういうふうにするかという議論をしていた時期もあつたのですが、今度は自転車という問題が出てきています。例えば北欧ですと、自転車と車椅子が共存して同じ歩道を通っています。ですから別個に考えるのではなく、この道をどんな人がどのように通っていくか、総合的に考えていかないといけないので、今は急に自転車が出てくる時代になりましたけれど、そうしたら車椅子は考えなくて良いのかというのではなく、車椅子と自転車が一緒に通れる歩道が多くなっていくような、国交省は次々と言つてきますけれども、総合的な観点が必要だと思ひますので、意見を述べさせていただきました。

#### 事務局

ご意見ありがとうございます。自転車道について、国道 159 号の実験路線を見ていますと、日本では小学生からお年寄りまで、同じ道を同じスピードで走っていますが、ヨーロッパの事例をみますと、本当の自転車道という形をとる場合、ハードの整備だけでなく、自転車に乗る上でのマナーや乗る技術も併せて組み立てていかないと、歩道上の



中で接触事故が生じることも考えられますので、委員の仰るとおり総合的なものとして、交通戦略の中でも考えていきたいと思ひます。

#### B 委員

自転車道のことについてお伺ひしたいのですが、道路幅員 23mの中に植樹帯があり、まだ詳細な段階ではないと思ひますが、縁石が植樹を被っているような形になっているということで、自転車道あるいは歩道としての連続性が保てるのかという疑問がまず一点と、さらに、植樹について自転車の走行で支障にならないような樹種の選定をお願いしたいということと、また中央分離帯に対する植樹等の考えについてはどうか、その辺も含めてお聞かせ願ひたいと思ひます。

#### 事務局

説明資料の断面図で、歩道側の縁石をあえて書かせていただいたのですが、これが連続的な形になることは考えておりません。まず歩道はフラットに、雨水がツリーサークルを介して植樹帯に流れていくような形を考えていますので、詳細設計の段階で通行の支障とならないような樹種の選定と、そして自転車道を設ける場合は建築限界を勘案して定める形になります。また、中央分離帯の件ですが、ドライバーから見通せる範囲を視距という言葉で表すのですが、中央分離帯ではその視距の妨げにならないような植樹の選定を、専門家の方と相談しながら決めていく形になろうかと思ひます。

#### 会長

ほかはよろしいでしょうか。それでは、幾つかの意見が出ましたが、今後詳細設計に入っていくということで、その中で極力応じられるものは応じていただくということで、本案件通り答申として進めていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 会長

それでは「議案第 261 号 金沢都市計画 公共下水道の変更(臨海処理区)」について事務局から説明願ひます。

#### 事務局

議案第 261 号 金沢都市計画 下水道の変更について説明致します。お手元の議案書、22 ページから 24 ページに計画書と位置図並びに計画図が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。当案件は、計画書に記載のとおり、金沢市副都心北部大友・大河端の両土地区画整理事業の施行に伴い、市街化が確実となった区域について、金沢市公共下水道(臨海処理区)の排水区域に追加することとし、排水区域の変更を行うものです。

まず、位置についてです。議案書では、23 ページになります。今回の案件であります、大友地区、大河端地区は、土地区画整理事業の案件にございました、大友土地区画整理区域と、大河端区画整理区域と関連しております。続きまして、こちらが金沢市副都心北部大友土地区画整理事業で、面積は約 11ha、区画整理事業施行区域の一部が既に市街化区域となっているため、新たに排水区域に追加する面積は、約 7 ha でございます。こちらが金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業で、面積は約 17ha、新たに排水区域に追加する面積は、区画整理事業と同じで約 17ha でございます。臨海処理区域の面積は、変更前が約 2,713ha、変更後で約 2,737ha で、金沢市全体の処理区域は、変更前が約

9,313ha、変更後で約9,337haでございます。

なお、本案件につきましては、平成19年9月28日から10月12日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

E委員

下水道の布設は、この区画整理の造成事業と併せてできるということですか。

事務局

区画整理事業が具体的に立ち上がって、街区道路を造成してから後に布設したのでは非効率になりますので、造成事業に併せて下水道や上水道等のライフラインを同時発注で進めていく予定です。

会長

ほかはいかがでしょうか。いいですか。特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは「議案第262号 金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置」について事務局から説明願います。

事務局

議案第262号金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について説明致します。お手元の議案書、25ページから27ページに計画書と位置図が添付してございますのでご覧下さい。議案書25ページの理由にありますように、クリーンライフ株式会社中間処理場は、平成6年2月より、がれき類の中間処理を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くず等を行う産業廃棄物中間処理場となっております。今回は、同じ敷地内において、新たに廃プラスチック類の破砕機を設置するものであり、その処理能力が1日5トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書きの規定により、都市計画審議会に付議するものでございます。また、この施設計画については、すでに隣接者の同意を得ており、周辺町会(新館町町会)の説明会が終了しています。環境側との事前協議や関係法令等に係る調整も終了しています。

では、こちらのスクリーンをご覧下さい。クリーンライフ株式会社中間処理場の位置について説明します。位置は金沢市役所から南東側約5km離れたところにあり、都市計画の区域区分では、市街化調整区域にあたります。これは、中間処理場の区域図です。主要地方道金沢湯涌福光線沿いにある図面の赤色の部分が中間処理場であり、近くには北陸電力田上変電所や昨年開通しました朝霧大橋があります。また、開発区域の面積は約2.5haあります。今回は、すでに開設しているところに施設を設置するものであり、敷地面積に変更はございません。これは、中間処理場の計画図です。現在の処理場には、前面道路側に70台収容の駐車場があり、搬出入口より少し中に入ったところに受付棟

やトラックスケールがあります。今回は、廃プラスチック類等の破碎施設や積替え保管庫などを同じ敷地内に設置します。緑地については、現在、前面道路側の緑地帯や既存の山林等があります。これは、既存施設の状況写真です。前面道路の幅員は 14mあり、搬出入口付近は見通しが確保されています。また、交通量については、現在の搬入搬出車両台数が 158 台、施設設置に伴う増加台数が 13 台であり、前面道路の交通容量と比べて非常に小さいことから、交通に支障が生じることはございません。

以上がクリーンライフ株式会社中間処理場の概要でございます。

会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

事務局

先ほどの補足説明をさせていただきます。主に廃プラスチック類ということですが、これは漁業関係の浮きを破碎して、有価物として固形燃料に再利用するという形になります。建築基準法第 51 条による特殊建築物に該当しますので、その設置位置について審議会にお諮りした次第でございます。

E 委員

中間処理施設は、スライド写真で示した建屋の中にあるのですか。

事務局

お手元の図面で説明しますと、A 棟と書いてありますが、大きく四角で囲まれた部分が屋根で、スライド写真で示した建屋になります。その A 棟の後ろで、同じような形で四角に囲まれている B 棟に、屋根が付いている中で、新しい破碎機が設置される形になります。

E 委員

沈砂池は設置されているのですか。

事務局

設置されています。

E 委員

わかりました。雨水の流出がなければ、問題ないと思います。

会長

ほかはいかがでしょうか。いいですか。特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

## 事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書のいちばん最後になります。28 ページをお開きください。

平成 19 年 8 月 30 日開催の第 54 回金沢市都市計画審議会で附議されました議案番号第 253 号「金沢都市計画 地区計画の決定( サンシャイン鳴和地区 )」につきましては、平成 19 年 9 月 21 日付けで、金沢市告示番号 253 号として、また議案番号第 252 号「金沢都市計画 地区計画の変更( 竪町商店街地区 )」につきましては平成 19 年 9 月 21 日付けで、金沢市告示番号 252 号として、決定告示がなされたことをご報告いたします。

( これ以降の議事録は、意思形成過程のため非公開としております。 )